

## 不利益処分の処分基準

処 分 名	障害児福祉手当及び特別障害者手当支給の停止、差止め	
根拠法及び条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 26 条、第 26 条の 5	
所 管 部 課 名	福祉部 福祉課	
処 分 基 準	関係条項	法第 11 条、12 条、第 35 条第 1 項、第 36 条第 1 項、第 36 条第 2 項
	基 準	次の条件への該当により処分を行うもの。 (1) 次のいずれかに該当する事実があること。 ① 受給資格者が、正当な理由がなくて、法第 36 条第 1 項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかったとき。 ② 障害児が、正当な理由がなくて、法第 36 条第 2 項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。 (2) 支給を受けている者が、正当な理由がなくて、法第 35 条第 1 項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しない事実があること。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年 4 月 1 日設定
備 考		